

大分類	小分類	質問	回答(例)
1	作成	障害福祉サービス等事業者におけるBCP義務化の概要について教えてほしい。	令和3年度障害福祉サービス等報酬の改定において、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、自然災害・感染症のBCPの策定や研修および訓練の実施が義務付けられました。なお、3年間の過措置（準備期間）を設けており、令和6年度から義務化されました。
2		BCPを作成後、自治体などに提出する必要はあるか。	令和6年4月時点、大阪府ではBCPの提出を求めています。但し、法令等の改正によりBCPの提出を求める可能性があります。従って、事業所などはBCPを策定し、研修・訓練の記録を残してください。なお、BCP未策定の場合、基本報酬の減算となります。
3		法人内複数事業所などでBCPを共有できるか。	法人内複数事業所などでBCPの一部の要素を共有しても問題ありません。例えば職員の人員配置、備蓄品の配布などにおいて事業所など単位よりも、法人内で対応する方がより効率的なケースが考えられます。但し、事業所などの立地条件（想定されるハザード情報）や施設のハード面、利用者の障がい特性や職員体制などによって状況が異なるため、各事業所など独自のBCP策定が望ましいといえます。
4		BCP作成時のひな形はどこにあるか。実際にひな型をどう活用すればよいか。	厚生労働省ホームページに自然災害、感染症それぞれの業務継続ガイドライン、ひな形が公表されていますのでご活用下さい。但し、ひな形はどの事業所などにも共通するような網羅的な内容になっています。ひな形の例示をそのまま使うのではなく、各事業所などの実際の業務内容に合わせて適宜取り入れ、必要ない項目を削除して下さい。
5		自然災害と感染症のBCPは1つの文書としてまとめても問題はないか。	一般的に、自然災害と感染症では被害の対象や業務の継続方針が大きく異なります。BCPの策定においてもこれらの相違点を念頭に置いて別々に作成する必要があります。一方、事業所などの規模が小さい場合、推進体制、安否確認、備蓄品の管理などは重複する内容も多いため、一部は自然災害と感染症で共通としても差し支えありません。
6		BCP策定にあたり、情報を色々入手しているが、どの資料を参考にすればよいか。	厚生労働省ホームページで公開されている業務継続ガイドラインとひな形を参考にすることを推奨します。検討すべき事項が体系的に網羅されていますので、こちらをベースとして、その他に事業所など固有の事項があれば適宜、追加・削除・修正して下さい。
7	運用	BCPの推進・運用体制について教えてほしい。	既存の「危機管理委員会」や「感染症対策委員会」メンバーを中心に、必要な役割を明確にし、BCPの推進体制を構築する必要があります。また、多くの職員にBCPを理解していただくために、組織横断的な推進体制を構築することが望ましいといえます。
8		BCPのなかに安否確認方法や職員の行動基準も記載した方がよいか。	原則、業務継続ガイドラインとひな形に沿って、安否確認方法や職員の行動基準を記載することになります。一方、非常勤職員が多く、BCPの周知が難しいようであれば、携帯カードに概要を記載し、職員が常時携帯することを推奨します。
9		福祉避難所の運営や災害派遣福祉チーム（DWAT）への登録はBCPに必ず記載しなければならない事項か。	福祉避難所の運営は自治体からの福祉避難所からの指定を受けていなければBCPへの記載は必須ではありません。また、DWATへの登録もBCPへの記載は必須ではありません。法人としての方針を検討したうえで具体的な手続きについては自治体などに確認下さい。
10	全般	研修・訓練のポイントについて教えてほしい。	・研修と訓練には、事業内容によって実施回数に違いがあります。 入所系：研修、訓練それぞれ年2回ずつ（自然災害、感染症とも）と新入職員の入職時 その他：研修、訓練それぞれ年1回ずつ（自然災害、感染症とも）と新入職員の入職時 <ポイント> ・研修と訓練を一緒に実施することも可能。記録は必ず残す（日時や参加者、実施内容、気づきなど） ・感染者が発生したことを想定し、個室管理や生活空間の区分けなどの感染対策実施のシミュレーション訓練 ・地震発生直後から翌朝までのライフラインや事業所などの被害状況を想定し、対応の検討を行うシミュレーション訓練 ・その他には避難訓練や安否確認システム訓練といった実動訓練など
11		どのように研修を実施すればよいか。	研修方法については決まりがありませんので、座学でもWEBでもやりやすい形で行うことで問題ありません。研修の目的は策定したBCPの内容を職員に周知し共通理解を図ることであり、職員全員が受講することが望まれます。研修時に明らかになった課題や職員の気づきをBCPのブラッシュアップにつなげていくことを推奨します。
12		研修や訓練の対象者はどこまでの範囲の職員とするべきか。	研修・訓練は原則、全職員が対象です。一部の職員だけで構成される委員会での研修や訓練では不十分といえます。全職員を対象に実施する機会を設けてください。1日での実施が難しい場合は、複数日程に分けても問題ありません。それぞれの日程で必ず記録を取ってください。
13		訓練のサンプルや説明資料はあるか。	厚生労働省医政局が公開している資料にシミュレーション訓練のサンプル（ディスカッション形式）が記載されていますので参考にして下さい。但し、同資料は病院向けのため、用語を障害福祉サービス向けに読み替えてください。 医政局資料： <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000984092.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000984092.pdf</a>
14		職員が業務で忙しい中、研修、訓練をどのように実施すればよいか。	全職員同時に実施するのではなく、複数日程に分けて実施することも検討して下さい。必ずしも対面でなくてもWEBを活用した研修も可能と考えます。厚生労働省ホームページで公開されている「介護施設・事業所などにおける業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」のなかの動画が参考になります。
15		効果的な研修方法について教えてほしい。	座学だけでなく、課題を与えてグループディスカッションを行うなど、職員の防災・減災意識を高めるよう工夫することが重要です。事務局から職員へ一方的に文書を説明するだけで終わってしまえば、職員の防災・減災への意識が高まりません。双方向で意見交換の場を設けるなど、やる気を引き出す工夫を検討してください。
16	重要業務	職員が少人数の場合、どのように研修・訓練を実施すれば良いか。	BCPの読み合わせは人数に関係なく実施できます。 安否確認や備蓄品の場所の確認・配付、防護服の着脱など、普段実施しない業務の手順を職員へ周知する必要があるため、訓練として実施する候補となり得ます。
17		重要業務の選定について教えてほしい。	被災時、利用者の生命・健康を維持するために、必要な最低限の業務を「重要業務」として選定します。例えば、「食事・排泄・与薬」などが考えられますが、事業所などの特性を踏まえて検討する必要があります。また、その他には行政、利用者家族、関係者への連絡など、自然災害や感染症固有の事項も重要業務に含まれます。 災害発生時や感染症蔓延期には、ライフラインが途絶したり、職員数が不足したりすることが想定されます。従って、限られた人員でサービスを継続するために重要業務の優先順位をつけておく必要があります。まずは日常的に実施している業務を、「継続業務」、「縮小業務」、「休止業務」、「追加業務」に分類して、優先順位をつけて検討しましょう。
18	見直し	どのようにBCPの見直しを行えばよいか。	最新の動向や訓練などで洗い出された課題をBCPに反映させるなど、定期的に見直しを行って下さい。管理職は現場職員の意見を踏まえ、BCPを見直しを行うようにして下さい。

19	自然災害	作成	地震・水害どちらを優先するべきでしょうか。	自事業所などのハザードマップを確認してから優先順位を判断するとよいでしょう。地震はいつ発生するか予測できませんが、水害は気象庁からの警報・注意報や鉄道の計画運休などから事前に対策を考えることはできます。従って、ハザードマップ上で特に優先順位が明確であれば、地震から検討して下さい。地震はライフラインや交通網の停止、建物・設備への被害、マンパワー不足が同時に発生するため、対策の観点から非常に網羅性が高いものとなります。
20		運用	災害時の職員への連絡方法について教えてほしい。	複数の連絡手段（電話、メール、LINEなど）で職員と連絡が取れるようにしておくことが重要です。整備した緊急連絡網はいざという時に活用できるよう、定期的にメンテナンスして下さい。SNSは災害時でもつながりやすく、LINEであれば普段から使用する機会が多いので有効な手段となり得えます。現在はSNSなどによるグループへの一斉送信などでの連絡をしているところもあり、その際のグループの整理などのメンテナンスも実施が必要となります。
21			職員の参集基準について留意点を教えてほしい。	災害時は通信網の麻痺などにより、施設から職員への連絡が困難になると想定されます。従って、災害時に通勤可能か、また災害時の通勤所要時間なども考慮しつつ、職員が自動参集するよう予めルールを決め、周知しておくことが重要です。一方、「参集しなくてよい状況」を明確に定め、職員が危険にさらされたり、参集すべきか迷うことがないように配慮することも重要です。
22			大広間などに集めて利用者のケアを行う場合のプライバシー保護はどのようにすれば良いか。	過去の被災事例では、職員が利用者に対する処置の遅れを恐れ、プライバシー保護はあまり配慮されてきませんでした。プライバシー配慮の方法として、カーテンや段ボールの活用が挙げられます。
23			水害時の避難について教えてほしい。	垂直避難と水平避難の双方で検討してください。水平避難は最寄りの避難所までの徒歩での所要時間が分かれば、台風による大雨などは事前に予測がつかはずです。従って、仮に最寄りの避難所への避難に20分かかったとしても、問題なく避難できるよう準備しておくことを推奨します。一方、地震を起因とした津波では水平避難する時間がないため、原則、垂直避難になります。その場合の避難方法や備蓄の保管場所などにつき、検討をお願いします。
24			どのようにBCP発動基準を決めればよいか。	地震の場合、水害の場合などに分けてBCPを発動する基準を記載して下さい。（以下、記載例） 【地震】 ・本書に定める緊急時体制は、●●市周辺において、震度●以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、施設長が必要と判断した場合、施設長の指示によりBCPを発動し、対策本部を設置する。 【水害】 ・大雨警報（土砂災害）、洪水警戒が発表されたとき。 ・台風により高潮注意報が発表されたとき。
25			研修・訓練	研修や訓練を知識がない職員へどのような内容で行えばよいか。
26		消防・防災計画とBCPは違うのか。また、訓練は違うのか。	消防・防災計画の目的は「身体・生命の安全確保」と「物的被害の軽減」ですが、BCPでは消防・防災計画の目的に加えて、優先的に継続・復旧すべき重要業務を継続する、または、早期復旧することを目指します。消防訓練は災害直後の安全確保（避難、救助、消火）が中心となりますが、BCP訓練では人命安全確保・レベル向上、障害福祉サービスの継続などが含まれます。	
27		被害想定	どのように自事業所などの立地リスクを確認すればよいか。	自治体などのホームページより、ハザードマップで自事業所などの立地状況（想定されるハザード情報）を確認して下さい。 <参考> 国交省「重ねるハザードマップ」 防災科学技術研究所「J-SHIS地震ハザードステーション」
28		被災想定は具体的に何を書けばよいか。	自治体から公表されている被災想定を簡潔にまとめて記載しておいて下さい。複数の自治体から被災想定が公表されている場合、BCPに別紙として添付しても結構です。取りまとめる情報：ライフライン、交通（公共交通機関、道路）、人的被害、物的被害など	
29		備蓄	どの程度、水や食料を備蓄すべきか。	既に備蓄品の用意に着手している事業所などでは、行政支援開始の目安である3日分を備えることが望ましいです。これから備蓄を始める事業所などでは、まずは1日分備蓄するようにし、計画的に追加備蓄して下さい。必要となる備蓄品目や数量は事業所などによって異なります。必ず備蓄品リストを作成し、責任者がメンテナンスができるように整備して下さい。
30			費用を抑えてトイレ対策ができないか。	簡易トイレは便器にビニールを被せて、使用後は粉をかけて固形化して廃棄するタイプが多く、インターネットでの購入により比較的低コストで確保できます。一般的に食事よりも先に排泄が課題になりえるため、トイレ対策は必ず講じて下さい。
31			災害発生時の電源の確保について教えてほしい。	医療的ケアを行う必要があれば、その対応を最優先します。事前対策として、自家発電機や充電式蓄電池の購入が挙げられます。事業所内などで電気を必要とする設備を列挙し、使用の優先順位を決めます。発電機を購入する場合は、燃料の種類や発電時間などを確認し、優先順位の高い設備を稼働できるか確認が必要です。また、定期的に発電機をメンテナンスし、実働訓練を通じて、職員が実際に使い方を確認しておくことを推奨します。
32			拠点が多岐あり、いずれも近隣なので備蓄品は一箇所にまとめた方がどうか。	リスクの分散という観点から推奨できません。備蓄拠点が被災した場合、事業継続に悪影響を与える可能性があります。一方で各拠点に分散した場合は、同時被災しなければ、他拠点から備蓄品の融通は可能となり得ます。備蓄品を保管する拠点の分散を前提にご検討下さい。
33			ガスはプロパンで1ヶ月は大丈夫と考えている。また、井戸水があるので、飲料水などの確保は出来ると思う。それでよいか。	ガス配管に亀裂が入って、ガスが使えないことも想定しておいた方がよいでしょう。井戸水はどのような物質が地下水に含まれているか分からないため、飲料水ではなく生活用水として使用することを推奨します。
34			連携	社会福祉法人でなくてもBCPに「地域貢献」を記載した方がよいか。
35	施設が水災避難場所に指定されている場合、地域とはどのような連携が必要か。			近隣住民と利用者を上階に避難させる共同訓練を行うことが考えられます。近隣住民が施設に避難してくる場合、利用者の情報保護などの観点から、施設内のどこまでなら立ち入り可か事前に整理して下さい。
36	地域との連携について具体的にはどのような方法があるのか。			避難者の受入れや利用者の避難誘導に協力いただくなど、様々なケースが想定されます。地域によって状況は異なりますので、各事業者が地域に貢献できること、地域から協力いただきたいことなどを整理の上、行政、自治体と協議されるとよいのではないかと考えます。

37	感染症	作成	感染段階のフェーズについて参照すべき基準あるか。	原則、行政、国の規制やルールに基づきます。新型インフルエンザなどの新興感染症対策は、政府行動計画の各フェーズが参考となります。	
38			感染対策マニュアルとBCPの違い、位置づけについて知りたい。	感染対策マニュアルは予防や感染拡大対策が中心であるのに対し、BCPはそうした状況下において利用者へのサービスをどのように継続させるかを検討したものとします。	
39			新型コロナ以外にも感染症BCPは策定しなくてよいのか。	感染症BCPでは、まず新型コロナウイルスを参考としたBCPを策定して下さい。将来、新たな感染症が発生すれば、新型コロナウイルスをベースとした感染症BCPを参考に対処できると考えます。従来の季節性インフルエンザやノロウイルスなどの対応マニュアルがあれば、感染症BCPに対応した内容とすることが望ましいです。	
40		運用	事業所などの形態に関わらず対策本部を設置しなければならないか。	法人あるいは施設の権限者が必要と判断した場合に対策本部を設置します。新型コロナウイルス感染症の例で考えると、感染者が一人発生した場合でも、他に感染者がいる可能性があるため、通常、対策本部を設置することが望ましいです。但し、対策本部の設置は対面でも、WEBでもどちらでも構いません。	
41			感染者が発生した場合、感染者専属の職員が対応すべきであるが、人道的に厳しい。多くの職員で対応してよいか。	感染者対応の職員の確保は、ガイドライン上「可能な限り担当職員を分けて」と記載されています。多くの職員で対応すれば、施設内に感染させるリスクが高くなることから、対応者は極力少なくする方が望ましいといえます。	
42			感染者対応をしている職員は、勤務終了後、そのまま帰宅してよいか。また、施設でクラスターが発生した場合、職員は施設外に出たり帰宅したりしてもよいか。	職員本人や家族が許容するなら帰宅して問題はありません。感染対応をしている職員も通常通り、施設の設備（更衣室、休憩室など）を利用しているため、帰宅させることは可能です。但し、職員自身や家族の事情により帰宅を希望しない場合は、宿泊場所を確保することが望ましく、職員や家族の精神的負担、感染リスクを軽減することが重要です。	
43			優先業務における出勤率の表の使い方について教えてほしい。	あくまでも検討例であり、必ずしも使わなければならないものではありません。出勤率に応じた業務内容の整理が目的であり、人数が少ない中で何を優先的に実施し、対応しておくかを整理するものです。	
44			複数業態の併設施設（例：1階が通所施設で2階以上が入所施設のような施設）のどちらかで感染者が発生したら、発生していない方の業務をどうしたらよいか。	どちらかで感染が確認された場合、濃厚接触者及び感染疑いを洗い出す必要があります。入所施設で感染者が発生：職員不足などにより応援が必要であれば、状況により通所施設を休業し対応することが必要になることも考えられます。通所施設で感染者が発生：入所施設利用者や職員と濃厚接触がない場合、基本的には入所施設の運営に影響はないと想定されます。実際には保健所の判断に従って下さい。	
45			研修・訓練	訓練についてポイントを教えてください。	机上訓練では職員間で自分の役割・実施事項・実施手順などを把握し、課題を確認しておくこと、実動訓練では事業所などの一部を利用し、実際にゾーニングすることや動線を確保することなどが挙げられます。条件を変えることで、様々なバリエーションの訓練を実施することができますので、工夫して実施して下さい。
46				感染症の理解度テストを実施している。研修として位置付けられるのか。	職員の研修として位置付けられると考えられます。但し、自治体により多少なり判断基準が違うこともありえるため、自治体に確認して下さい。
47	研修や訓練の進め方を教えてください。	研修の目的は職員に策定したBCPの内容を周知し共通理解を図ることで、訓練の目的は職員がBCPに記載された、各職員に付与された役割を確実に遂行できるようにすることです。BCP策定後、研修では職員向けにBCPの内容を説明し、分かり難い点の有無の確認や、現実にそぐわない点の有無を確認するとよいでしょう。訓練では例えば職員が感染防止のガウンを時間内に問題なく着脱できるか実施してみるのも一案です。その他には、濃厚接触者や感染者が発生したことを想定し、個室管理や生活空間の分けなどの感染対策実施のシミュレーション訓練を実施することも一案です。			
48	備蓄	マスクなどの備品は複数業者から購入することが必要か。	BCPの観点からは複数購買を進めることが原則といえます。新型コロナが2類から5類に移行した現段階では、マスクや消毒薬の品切れは解消されましたが、1社購買であれば、地震発生時に当該購入先が事業停止した場合、入手が困難になる可能性があるため、複数の業者の連絡先をリスト化しておくことを推奨します。		
49	見直し	新型インフルエンザなど発生時における業務継続ガイドラインを参考にBCPを作成したが、役に立たなかった。どのように拡充すればよいか。	新型コロナ発生時の業務継続ガイドラインは、施設・事業所などでのクラスター発生後の状況を踏まえ、より実効性の高い対策が取れるようにまとめられています。従って、現状の新型インフルエンザBCPを拡充するよりも、新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドラインに沿って改訂した方が、より実態に即したものになると考えます。新型コロナ感染者発生での対応事項をしっかりと盛り込むことで、より実効性のあるBCPとなりえます。		
50		感染症BCPを独自のフォーマットで策定した場合、厚生労働省のひな形に合わせる必要はあるか。	厚生労働省のひな形に必ずしも合わせる必要はありませんが、業務継続ガイドラインを参照し、項目に過不足ないかを確認したうえで適宜、追加・削除するようにして下さい。		